

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	碧南市

## 碧南市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 碧南市経済環境部農業水産課  
所在地 愛知県碧南市松本町28番地  
電話番号 0566-95-9896  
FAX番号 0566-41-5412  
メールアドレス nousuika@city.hekinan.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、ハト（カワラバト、キジバト）、ムクドリ、ヒヨドリ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、キツネ、タヌキ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	愛知県碧南市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス類 (ハシボソガラス及びハシブトガラス)	水稲	547千円 46a
	豆類	117千円 39a
	野菜	2,350千円 125a
ハト類 (カワラバト及びキジバト)	水稲	6千円 5a
	豆類	14千円 5a
ムクドリ等	果樹	855千円 8a
ハクビシン	野菜	30千円 5a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>・カラス類 市北部での水稲への被害、南部での畑作物への被害が深刻である。年々被害報告が増えている。</p> <p>・ハト類及びムクドリ等 ハトによる大豆の被害報告があるが、被害の増加傾向はない。ムクドリによるイチジクの被害報告は年によって増減している傾向がある。</p> <p>・ハクビシン ハクビシンによる野菜の被害報告があるが、被害は小規模に止まっている。</p> <p>・ヌートリア、アライグマ、キツネ、タヌキ 現在は農作物の被害報告はないが、過去に生息が確認されており、農作物被害の可能性はある。</p>
---

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、

被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
農業被害	3,922千円 238a	3,540千円 220a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	カラス類、ハト類、ムクドリ対策として、猟友会に委託し、年7回捕獲を実施している。 カラス類の捕獲を目的として捕獲檻2基を市内に設置している。	猟銃及び捕獲檻による捕獲を実施しており、捕獲実績は挙がっているが、被害報告は減っていない。将来的にはカラス類が忌避する装置の設置等の新たな対策の検討が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	対策なし。	認定農業者に向けた被害対策実施に係る支援策を検討していく。
生息環境管理その他の取組	対策なし。	特に無し

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

カラス捕獲檻と猟銃による駆除を併せて年間800羽ほどのカラス類を捕獲できている。捕獲回数を増やす等の追加対策等を行うことにより捕獲実績は上がっている。しかしながら、カラス類による農作物の被害は依然深刻であることから、将来的にはカラス類が忌避する装置の設置等の新たな対策の検討が必要であると考え。捕獲檻に関しては、捕獲実績が上がってきており、今後も定期的に補修を行い捕獲数の向上を図る。また、カラス類を捕獲することによる被害防止には限界があるため、各農家に自衛手段を講じるように啓発を行っていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

碧南市と猟友会が連携して捕獲体制を整える。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	カラス類 ハト類 ムクドリ	・カラス捕獲檻の効果的な運用を検討する。 ・鳥類による捕獲の先進事例を研究し、効果的な方法を取り入れていく。
	ヌートリア等	今後、農業被害が発生した場合、捕獲を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・カラス類、ハト類、ムクドリ等 猟友会へ委託し、年間7回の猟銃による捕獲を行っており、実績も挙げていることから継続して行うことを検討する。
・ヌートリア等 現在、農業被害の報告が少ないため捕獲等の措置は行っていないが、今後被害が拡大すれば捕獲方法等を検討する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カラス類 (ハシボソガラス及びハシブトガラス)	1,000	1,000	1,000
ハト類 (カワラバト及びキジバト)	500	500	500
ムクドリ等	50	50	50
ヌートリア等	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
カラス捕獲檻による捕獲については通年実施し、設置場所は別紙のとおりとする。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
碧南市	愛知県事務処理特例条例に基づく鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無し	無し	無し	無し

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無し	無し	無し	無し

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～ 令和9年度	カラス類、ハト類、ムクドリ、ヌートリア等	農業者へ収穫残渣の処理についての啓発手法を検討し、周知・啓発を行う。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西三河農林水産事務所農政課	鳥獣駆除に関する指導・助言
西三河農林水産事務所農業改良普及課	鳥獣駆除に関する指導・助言
西三河県民事務所環境保全課	鳥獣駆除に関する指導・助言
衣浦猟友会	臨時の鳥獣捕獲を実施（実務）
碧南市農業水産課	臨時の鳥獣捕獲を実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

本市の主な鳥獣被害は鳥類によるものであり、市民の生命を脅かすような事態は想定していない。突発的に大規模な経済被害が生じた場合は、関係機関に報告する。

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設において、原則焼却処分とする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当無し
ペットフード	該当無し
皮革	該当無し
その他 (油脂、骨製品、角)	該当無し

製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	
----------------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当無し
------

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当無し
------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	設置無し
構成機関の名称	役割
無し	無し

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西三河農林水産事務所農政課	鳥獣駆除に関する指導・助言
西三河農林水産事務所農業改良普及課	鳥獣駆除に関する指導・助言
西三河県民事務所環境保全課	鳥獣駆除に関する指導・助言
衣浦猟友会	鳥獣捕獲を実施（実務）
碧南市農業水産課	鳥獣捕獲を実施

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当無し

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特に無し

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害対策に先進的な手法を取り入れ、かつ被害の防止に成功している事例があれば、視察等により碧南市においても実施可能かを検討する。

今後、被害状況や捕獲数が明らかになっていく中で、本被害防止計画が実態にそぐわないと判断されるときは、実態に合わせて修正を行う。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。